

感染性廃棄物等の適正処理体制の構築



【令和3年度要求額 50百万円（3百万円）】

新型コロナウイルス感染症やその他の感染症発生時の廃棄物の適正処理の確保及び処理体制の維持を図る。

1. 事業目的

- ①感染症の発生に伴って排出される感染性廃棄物等の適正処理確保
- ②感染症の発生時における廃棄物処理体制の維持

2. 事業内容

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って課題となった感染性廃棄物等の適正処理の確保や、廃棄物処理体制の維持に向けた調査、検討を行う。具体的な内容は以下のとおり。

- 新型コロナウイルス感染症やその他の多様な感染症も想定した上で、新型コロナウイルス感染拡大時における廃棄物処理の対応の経験や感染症に関して収集する知見等を踏まえつつ、**感染性廃棄物等を適正に処理するための対策**や、これらの感染症が流行した場合の**廃棄物処理事業の安定的な継続のための対策等**について検討し、その内容を取りまとめた**ガイドライン**等を策定
- これらの内容について、研修の実施等を通じて、**関係者に対して周知徹底し、理解を促進**
- 今後改定が想定される**国際的なガイドライン**への意見や知見等の提供・反映

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいものであって、感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の鋭利なもの	②血液等の液体または混濁したもの	③血液等が付着したカーゼ等再利用しないもの
耐貫透性のある堅牢な容器	漏洩しない堅牢な容器	丈夫なプラスチック製の二重使用または、 堅牢な容器
例：プラスチック製容器	例：プラスチック（二重使用）/発泡ボール容器（内装使用）	

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫透性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。

新型コロナウイルス対策としてそれぞれチラシ等により周知。
←感染性廃棄物の適切な排出方法
↓ごみの収集運搬作業における感染症対策
今後、その他の感染症も想定して対策を検討し、周知等を実施。

ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

感染性廃棄物に対する新型コロナウイルス対策

このパンフレットは、自治体、事業者、市民、関係者に対する啓発用として作成されています。

— “作業前” に心がける4つのこと —

- 健康管理・体調把握の実施
- 3つの密の回避
- 手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用
- 作業の開始・終了時の手洗い

— “作業後” に心がける3つのこと —

- 消毒・洗浄の徹底
- 更衣室、シャワーの活用
- 手洗い、マスクの着用

— “作業中・休憩中” に心がける4つのこと —

- 密を避ける
- 手洗いの徹底
- 密を避ける
- 手洗いの徹底

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 電話：03-5501-3157